

令和4年度第2回精神障害者地域生活支援専門部会 議事録

- 1、日 時 令和5年2月6日(月)午後6時から午後7時50分
- 2、開催方法 オンライン(Z o o mを使用)
- 3、出席者 渡邊部会長、三好副部会長、浅井委員、今津委員、内山委員、岡田委員、
亀山委員、桑田委員、千葉委員、西村委員、畑中委員、堀池委員、山崎委員

(事務局)

ただいまより、令和4年度第1回精神障害者地域生活支援専門部会を開催いたします。初めに、障害者福祉推進課長から挨拶を申し上げます。

<障害者福祉課長 挨拶>

(事務局)

ここから議事に入ります。渡邊部会長に進行をお願いします。

(渡邊部会長)

まず、「議題(1)令和5年度重点事業について」の説明をお願い致します。この後にご意見等を伺いたいと思います。

<事務局より資料に基づき説明>

(渡邊部会長)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の予算について、圏域毎に割り振られると思うんですけども、それについて決算などの報告はしていただけることになるのでしょうか。

(畑中委員)

令和3年度の実施概要について資料として送られたが、細かいものは県の方では揃えていらっしゃるということですね。

(事務局)

1点目の決算について、令和4年度のものについては年度末に各圏域での事業が終わりましたら報告をいただくことになっているので報告はできるかと思います。もう1点、皆様へお配りした概要は精神保健福祉センターで作成したものです。それとは別に、県の委託事

業の実績報告ということで、別の様式でこちらにも実績報告はいただくことになります。

(渡邊部会長)

ありがとうございます。畑中委員、お願いします。

(畑中委員)

ピアサポートの養成講座は13圏域でそれぞれできるようにならないのでしょうか。養成マニュアルが毎回事業者によって違って来るが、これはある程度まとめることはできるのでしょうか。もう一つは、このピアサポートの研修に行くのにあたり、交通費がかかる。県の方では支出されないと思うが、市の方でお願いしようかとは思っています。

(事務局)

今年度につきましては、かなり大幅に予算の増額をさせていただき、対応させていただいたところですが、各圏域でできるのは理想の形かと思うところであり、今後の課題と考えています。精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業では、一部の圏域でピアサポートの養成等々に取り組んでいらっしゃるところもございますので、ノウハウの提供や共有ができるかと思えます。

また、本県の場合については平成27年度から精神障害をお持ちの方のピアサポート専門員養成研修というものを実施させていただいています。今年度から国のカリキュラムにのっとった形で、障害種別を幅広く障害者ピアサポート研修として実施したところですが、テキストも様々なものが発刊されています。県の方で集合形式で行うものと、各圏域等々で行われる部分と、そこが連携しながらという形で取り組めていけたらと考えています。

(畑中委員)

ありがとうございます。できれば圏域ごとになれば一番嬉しいが、テキスト等ありましたら、我々家族会は30いくつかあり、その連合体で、ちばかれんがありますので、資料等ありましたら、いただきたいと思っております。

(渡邊部会長)

ありがとうございます。浅井委員どうぞ。

(浅井委員)

精神科救急医療の充実と少し関連してくるかと思う。今般精神保健福祉法の改正が行われて、入院者訪問支援事業が導入される。令和5年度中の予算取りや事業計画等、わかれば教えていただければと思います。

(事務局)

この事業は、市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、外部との面会交流を確保するということとされています。精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業においても、圏域によっては、入院患者に対して、当事者や地域の事業者の方が病院に訪問して交流するような取り組みをやっているところもあった。その既存の取り組みとの整理が必要かと考えており、国から詳細なものが示され、県での実施方法など検討する予定でいます。

(浅井委員)

確かに国の方針が決まらないと検討しても動きようがないのかと思いますので、事情はよくわかりました。

(渡邊部会長)

ありがとうございます。パイロット的に受けている自治体などがあれば、それがモデルになる。また情報とかが入りましたら、部会の方或いは様々な集まりで、共有していただいたり、周知いただければと思います。亀山委員どうぞ。

(亀山委員)

入院者訪問支援事業は、ピアサポート専門員が入るのでしょうか。そういう人を入れていただけるとありがたいと思っています。

(渡邊部会長)

事務局の方から今考えているアイデアや、或いは先行してる取り組みの例とかがもしありましたら、お答えいただければと思います。

(事務局)

国の会議で説明があったのは、モデル的でやってきてるのが大阪府であった。大阪精神医療人権センターでは当事者も含めて実施していた。またその事業の支援員については、国の方では幅広く想定しているので、県で実施する時に、今いただいた意見も踏まえて検討していきたいと思っています。

(渡邊部会長)

ピアサポーター研修に熱心に取り組んでいる面もあり、亀山委員の方からもご意見をいただきましたので、ぜひこのことは大事にしていけるといいなと思います。ありがとうございます。内山委員、どうぞ。

(内山委員)

やはり同じくこの入院者訪問支援事業のことで私たちの会の希望として役員会で話されたことなんですが、県の任意事業で千葉県ではやっていただけそうだな、というのが良かったというのが1個です。

あともう1個は、市町村と組んで一緒に動いてもらいたい。今回国が想定しているのがまず市町村長同意による人、それ以外の人も広げるというお話を勉強会で聞いた。少なくとも市町村長同意で入院している人は、人権を守るための保護者として市町村長の同意で入院しているので、やはり市町村長、市町村職員が、どこにどういう人が入院していて、どんな人がその退院後のイメージを持ってる、もしくは入院中どんな思いをお持ちになってるのかをちゃんと知ってもらいたい、ととても考えています。千葉県でその取り組みをする時には、ぜひ市町村の職員もその訪問支援員の研修の対象にするように広く働きかけていたいただきたいなと思っています。

今日まさしく習志野の計画の策定委員会の方でアンケート結果の取りまとめの報告がありました。今まで精神科病院に入院している人をアンケートの対象としてもらえていなかったが、自分の市民がどこの病院でどういう思いがあるのかというのを、ちゃんと実態がわかるようにアンケートの調査の対象とするようお願いをしてきたところ、今年度はアンケートの方の対象としていただきました。そのアンケートは市町村長同意で入院してる人までが入ってないのが残念だが、80%の回収率だということなんです。

今まで精神障害のことは都道府県が責任を持って今まで取り組んでくださっていましたが、今回の法改正では、精神のことが市町村におりてくるというのが随分訴えられてきているなということで、今回その入院者訪問支援事業の取り組みに、市町村を巻き込む体制を作っていただきたいなということを強く感じています。

(渡邊会長)

すばらしいご提案ありがとうございました。国の方からデザインが出たところで、千葉県の独自の取り組みを進めていくことになると思います。この部会で続けて検討していく議題になりえていきますでしょうか。

(事務局)

まずはしっかりと県行政が国から情報をしっかり吸い上げた上で、皆さんに提供し、より良いものを検討するというような手順が妥当なのかなと考えているところです。この部会で継続的に扱っていくテーマにはなるか、については既存のフレームの中であればここがベストだというふうに考えてます。国の方が、こういう協議会を作ってというようなルール設定があった場合にはそういうものを作らざるをえないが、現時点で明確にお答えできないというのが現状でございます。

(渡邊部会長)

ありがとうございます。そういう意味では今回の部会で、委員の方々の数名からご発言をいただいたことは記録に残り、今日ご発言いただいた方々が有識者となり得ると思います。

次に議題の「(2) 第七次千葉県障害者計画の進捗状況報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局より資料に基づき説明>

(渡邊部会長)

ただいまの説明に関しまして、ご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

<意見等なし>

(渡邊部会長)

次に議題の「(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業について」、事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局より資料に基づき説明>

(渡邊部会長)

ただいまの説明に対しましてご質問ありましたらお願いいたします。このようにまとめていただき、色々な経験を共有できるのが良いなと感じております。

<意見等なし>

(渡邊部会長)

それでは続きまして「(4) その他」になります。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

前回の部会でいただいた意見について説明させていただきます。浅井委員からご意見のあった地域移行・地域定着協力病院の認定の際のチーバくんロゴマークについては、チーバくんのマークを管轄している課と協議していく予定であります。続いて、西村委員よりピアサポーターという言葉が一般的に広がる必要がある、というご意見をいただきました。圏域によっては、ピアサポーターとは何だろう、というところから研修等を実施している圏域が令和3年度と今年度もあり、今後も広がっていくよう、努めていきたいと考えています。続いてこの部会開催前に内山委員からいただいたご提案になります。現在当課にて障害者計

画の策定に向けて、各団体へ意見聴取をしています。その中で精神保健に関するものは、この部会で共有をしたらどうかというご意見いただきました。いただいた意見については、課内において取りまとめの最中ですので、取りまとめをし、可能なものは共有していきたいと思えます。

障害者ピアサポーター養成研修について説明させていただきます。＜今年度の実施状況について、資料に基づき説明。＞前回の部会においてご意見をいただき、精神にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業と連携し、地域での活動等につなげる取り組みを開始させていただきました。各圏域で実施しているピアサポート活動について、例えば協議会や、研修の講師等の活動につなげていくよう、養成研修の中で紹介、案内をさせていただいたところがございます。また、今年度は3障害を対象として取り組ませていただいたところですが、来年度の前定としては障害者総合支援法上、難病や発達障害をお持ちの方、支援されている方が企画検討側に加わっていただきながら研修内容も充実していければと考えているところがございます。また、地域での活動や就労も、もう少し拡充をしていけたらなというところがございます。また、場合によってはその地域の相談支援事業所や基幹相談支援センターなどからもご協力いただきながら、できるだけ修了された方については次の活動につなげていけるような形をとっていききたいと考えているところがございます。国の方でも今年度から指導者研修が始まりました。国の標準カリキュラムが令和2年度に決まり、加算の制度も導入され、意識醸成はかなりできていると思っております。関東近県でも特色ある取り組みをされているところがあり、参考になる部分もあります。来年度はぜひ、今年度、指導者研修に参加されなかった千葉市も一緒にご報告、参加できたらと思っております。

(渡邊部会長)

では各委員の皆様から、ご質問ご意見があれば、お願いいたします。三好副部会長どうぞ。

(三好副部会長)

3障害になったということで、とても興味を持っていたんですけども、身体や知的の方は割合としてはどの位であったか、教えていただければと思えます。

(事務局)

当事者の方で、精神障害の方以外は、身体障害の方が二人、知的障害や発達障害の方が二人でありました。やはり精神の方が多いというところで、本年度はお声掛けもフラットに行ったところですが、場合によっては相談支援事業所等に新たに加わっていただき、お声掛けの仕方も工夫した方が良くと考えてるところでございます。

(渡邊部会長)

他にございますか。桑田委員お願いします。

(桑田委員)

受講生としても参加させていただいた。3障害に広まったとはいえ、ピアサポーターという精神障害のもの、という所を感じていて、今回の研修でも、精神障害の部分の対応の仕方がメインになっていたと思う。提案になります。今後公募をしていただくときに、身体当事者団体や、当事者の人達が集まるような団体にお声掛けしていただくと良いかと思いました。

(渡邊部会長)

貴重なご意見ありがとうございました。岡田委員、お願いします。

(岡田委員)

先ほど、各圏域で研修をやれたらいいんじゃないか、という話もありましたが、遠方の地域からだに通うのも大変ということもあると思う。今年を受講生で、地域格差じゃないですけども、この地域は多いけど、この地域は少なかったというのがもしあれば教えていただければ。私どもの活動の中でも参考にさせていただければと思いました。

(事務局)

地域バランスとしては、ここが突出して多いとか少ないとかは、なかったと思います。先ほど桑田委員からもお話がございましたけども、お声掛けの部分については、企画検討チームに当事者が入っていただきたいという思いがあります。

(渡邊部会長)

ありがとうございました。では亀山委員、お願いします。

(亀山委員)

ピアサポートのフォローアップの研修をもっと充実した方が良いと思いました。基礎研修は確かに大事であるが、アフターフォローをこの2回だけではなく、もっと継続してやっていければ良いのかなと思い、質問しました。

(事務局)

修了された方について、継続してコンタクトがとれるかという部分と、研修後に例えば活動につなげていくという部分についても工夫の余地もあるかと思っています。委員からご意見いただいた部分については、今年度終わった後の振り返りもありますので、そこで触れ

させていただき、今後の取り組みという部分の課題意識を持って取り組んでいきたいなと思っております。

(渡邊部会長)

千葉委員をお願いします。

(千葉委員)

私も桑田委員と同じように、今回講師として出させていただき、対面だと三年ぶりです。本当に多くの方の前でお話をさせていただきました。今回増額した予算をご用意いただいた。気になったのが、Web の環境です。これからは予算を環境整備にもぜひ使っていただければと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

今年度予算の拡充を図り、カリキュラムの内容の充実にも注力しました。おっしゃられるとおり環境整備については何回か現場を見させていただく中では、至らなかった部分もあったかなと思いますので、その意見については、振り返りの中でぜひ共有させていただき、今後の改善に向けて努めていきたいと思っております。

(渡邊部会長)

堀池委員、お願いします。

(堀池委員)

先ほど、千葉市が参加しなかったとおっしゃったものがありましたが、それはどのような内容でしょうか。

(事務局)

ピアサポートの研修自体は、現行は各都道府県又は政令指定都市が実施するという形になっておりまして、指導者研修は、国から都道府県又は政令指定都市に平たくご案内がありました。都道府県は多く参加していたが、政令指定都市は全国的にもあまり参加していなかったところ。多分、都道府県で行っているから、という認識なのかなと感じました。市としては何かご事情も様々あるかと思うのですが、今回いらっしゃらなかったことを、ちょっと残念だったなという所感で触れさせていただいたところでございます。

(堀池委員)

私は千葉市在勤で、千葉市の精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムと深く関わらせていただいております。せっかくの機会ですので、もし参加できたらなと思ってお話させ

させていただきました。

(渡邊部会長)

西村委員、お願いします。

(西村委員)

以前も少しお話をしたんですけども、ピアサポートの活動について、その結果の好事例みたいなもの、実際どれだけピアとして活動されているのかという部分も含めて、もう少しアピールした方がいいのかな、と思います。実際ピアサポート研修を受けられて、どれだけの人が活躍されているのかというのを実績としてアピールしていくのは大事なことなのかなと思いますので、その点だけお願いいたします。

(事務局)

おっしゃられる通りだと思います。国の指導者講習を受けさせていただいた中で、実践例みたいなものを示してお話をされていた。本県でも十分な積み上げがあるので、委員がおっしゃられたPRのようなものは具体事例も含めて考えていきたいなと思っております。その際にご指導ご鞭撻のほどお願いしたいと思います。

(渡邊部会長)

ありがとうございました。次の議題に移りたいと思います。

(事務局)

精神保健当番弁護士制度について、共有をさせていただきたいと思います。前回の部会において、堀池委員より千葉県精神保健福祉士協会で研修会を行うというお話をいただきました。その後の取り組み状況の報告を可能な範囲でお願いしたいと思います。

(渡邊部会長)

では、堀池委員からご報告いただけますでしょうか。

(堀池委員)

精神保健福祉士協会の立場でお話しいたします。精神保健福祉士協会では、協会の中にくつか部会がございます。地域の精神保健福祉士は現在活躍の場は多岐にわたっておりまして、医療機関だけではなくもちろんございません。地域でご活躍される方々等、本当に様々です。昨年12月に精神科病院の精神保健福祉士を対象に、この当番弁護士制度の研修会を実施いたしました。8月末に弁護士会から各病院にチラシが郵送されておりますが、病院の中で話し合った結果、チラシを掲載するのはやめた、という病院もありました。これを利用

しなくても患者さん達は退院請求、処遇改善請求はやっている。しかもコロナ禍に面会の調整等をしてまでお招きしなくても、という意見もあった。併せて、この制度について勉強会をやってきており、色々な方達に集まっただき、現状報告など、意見交換を行っております。弁護士の方々から実績は伺っており、退院請求については、ご本人が別に請求しなくていいと言ったり、普通に退院なったというようなお話がありました。精神保健福祉士協会の動きとしては今後も意見交換会を重ねていきます。

(渡邊部会長)

引き続き千葉県精神科病院協会のお立場で浅井委員から、よろしくお願いいたします。

(浅井委員)

精神保健当番弁護士制度の対応については、千葉県精神科病院協会として統一した対応というものは特に決まっていないと聞いております。当院の例を申しますと、この制度を利用された方はいます。退院請求については、退院が決まったため請求の手続きまでは至らなかったケース等でした。いずれも面会に関しては、弁護士と患者さんご本人だけで、当院の職員は全く立ち会わずに行いました。今お話した内容は、弁護士が患者さんから許可をいただいて情報提供いただいた内容になっておりますので、細かいところまではわからない部分があるかと思えます。

(渡邊部会長)

ありがとうございました。私どもの木村病院の方でもこの制度を利用された患者さんはいました。依頼者の個々の事情に応じて丁寧に話をきいていただきました。しかし、患者さんの診療情報の提供を求められたときに、現場の戸惑いがありました。今後双方で検討していく課題と感じています。

(山崎委員)

病棟で携わった看護師として感じたことを述べさせてもらいたいと思います。当院では今まで退院請求等の掲示をしているので、それに足されてもいいのではないかと、また、患者さんから弁護士さんを紹介してください、と言われたこともあったため、案内しやすいという意見もあり、当院としては掲示することにいたしました。

当院の患者さんが利用した際、面会には当然協力をするが、コロナ禍ということもありどう対応したらいいのか、戸惑ったケースはありました。退院請求や処遇改善請求をするような患者さんは、基本的には外出制限等をしている方が多く、外来等で面会ができない中、病棟内で面会するという形になりますので、感染対策として様々な工夫をしてる中、どう回答するのが正しいのか、戸惑ったことはありました。実際は感染対策をしてご案内をしている。弁護士によっては、面会への臨み方がそれぞれあり、ご案内の仕方が難しいこともありまし

た。上手に患者さんと面会をしていただいて、これがいい形で次のステップに繋がるようになれば、と思いました。また、当院だけでなく聞いた話にもあるが、面会において弁護士と患者さんとで上手に会話ができれば良いが、後に弁護士から唐突に、患者さんから聞き取れなかった部分について情報をください、と聞かれたケースもある。

今後、この制度がどのように、上手に利用されるのか期待をして見ていきたいと思えます。

(渡邊部会長)

桑田委員お願いいたします。

(桑田委員)

この制度については、先日行われた基幹相談支援連絡会の大会でも、弁護士が説明をされた。当地域でも、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの事業も含めて、この制度をどうやって良いものにしていくか、という検討をしています。松戸の取り組みであるが、堀池委員や山崎委員からあったように、弁護士が精神科病院の文化を知らなかったり、精神疾患をもつ方とつき合い方を知らない、ということが、制度が広まりづらい一因という仮説を立てていて、弁護士向けに精神疾患の基礎的な知識の勉強会をしたり、今度は精神科病院の文化の話をしようかと考えており、弁護士さん向けに、みんなで勉強会をすることも考えています。福祉と司法の連携は最近進んできているが、病院側も誤解があり、医療と司法の連携は新しいことなので、それぞれ思い違いや文化の違いがあるかなと感じています。地域で、小さい単位で弁護士と医療と福祉と一緒に意見交換ができると良いかな、と感じました。

(渡邊委員)

非常に有益な取り組みのご提示をいただいたと思えます。他に何かご意見ございますか。

(事務局)

この制度自体、積極的に活用していくことによって充実していければ、という認識は持っています。当課の方には、病院から幾つかの相談があり、実質的には弁護士協会と病院とで対応していただく形ではありますが、先ほど山崎委員や桑田委員からも話もありましたが、弁護士だから権利を主張し、病院に入っていくことができるのか、ということがあります。患者さんから弁護士へ連絡が入り、その折り返しで弁護士さんから病院に電話が来た時、今すぐ本人を出すよう話がありました。病院としては出したいが、入院患者さんから電話をしたという事実確認や、電話をしてきた方が弁護士であるという確認行為をどうするか、というのがあります。弁護士会からの提案としては、千葉県弁護士会のホームページにて確認ができるので、病院として確認行為をしていいのでは、と聞いています。もう一つは代理人行為として口頭による契約行為というのが成立するのかどうか、病院としては何をもってその人が患者さんと契約してる人だという担保が取れるかという課題です。口頭でも契約は可

能だと弁護士会は言っていましたが、できるだけ書面を病院に提示するような仕組みを今後検討していったらいいか、という話をしました。弁護士の方もスキルアップが重要なポイントで、病院側もしっかりとそれを受けるスキルが整うということがポイントとなります。ルールがお互いに共有できないとやはりハードルが下がりません。まだまだ検討材料があることを、行政としては提案させていただきたいと思っています。

(渡邊部会長)

ありがとうございました。事例を集めて、もしかすると、弁護士や色々な方々に入っただいて、ワークショップみたいなのをやれるといいのかもしれない。

次の議題についてご説明をお願いしますでしょうか。

<事務局から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律について、資料に基づき説明。>

(渡邊部会長)

ありがとうございます。亀山委員、お願いします。

(亀山委員)

ピアサポートやピアなど、色々言っているが、千葉県で、みんながわかりやすい、覚えやすい愛称を作った方がいいのかと思いました。ピアサポートに変わるような、ピアサポートと同じくらいの独自の愛称があれば、もっと親しみがわいていいのかなとか思いました。あと資格証のようなものがあると思うが、親しみがわくマークがあると良いと思いました。持ちたいなという意識や、持っている認知度も上がると思いました。

(渡邊部会長)

次回以降の持ち越しといたしますか、宿題になりますけど、また色々なご意見を集めたり、事務局の方でも考えていただいてと思います。それでは議事を終了して進行を事務局にお返しします。

(事務局)

本日は長時間にわたりご議論いただきありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては本当に3年間、本専門部会の運営にご協力いただき本当にありがとうございました。以上で終了します。ありがとうございました。